

フォーラム

ドイツ・ヴィルヘルム時代の女給問題
—カミラ・イエリネックの女給運動を例に

水戸部由枝

1 はじめに

19世紀末は、売春が社会秩序の悪化と性病の蔓延を理由に、政治家・社会改良家・女性運動家などの間で深刻な社会問題として認識されるようになった時代である。この売春問題に関連したかたちで問題化されたのが女給労働であった。逮捕された娼婦のうち、多い場合で約半数以上が過去に女給として働いていたことが統計上明らかになると、女給は一方で売春から守られるべき女性として、他方で娼婦に最も近い女性として理解されるようになったのである。

これまで筆者は、20世紀初頭にパーデン大公国邦議会で行われた管理売春をめぐる論争について、すなわち同議会に提出された公的娼家の閉鎖を求める請願書の内容、そして専門家の意見に基づきながら道德問題を公衆衛生という科学の問題へと転化させることによってそれぞれの立場を正当化した請願書委員会・邦議会議員・政府の管理売春制度⁽¹⁾に関する見解を手がかりに、娼婦がどのように問題化されていたのかについて考察してきた。そして、①娼婦が保護されるべき被害者としてよりも、性病を蔓延させ社会秩序を脅かす加害者、市民社会が求める母性的な女性像とは一線を画する、社会から排除されるべき女性として理解されたこと、その一方で、②政府をはじめとする管理売春制度の支持者たちが、道德・公衆衛生の改善を理由に管理売春制度を正当化するだけでなく、娼婦を管理売春制度にとって欠かせない存在として再び社会の中へ組み込んでいったことを明らかにした⁽²⁾。本稿では、このように市民社会に相応しくない女性が社会から排除されていくメカニズムを、女給をめぐる議論のなかで考察していく。すなわち劣悪な生活環境・労働環境のもと、経済的・性的に搾取されている女給のうちアニミールクナイペで働く女給が、社会的に非難され、保護対象から除外されていく過程について明らかにす

(1) 管理売春制度 (Reglementierungssystem) とは、公衆衛生・社会秩序の維持を理由に一部の女性たちに売春行為を公認すること、他方で、娼婦たちの健康・生活を徹底的に管理することにより売春のもたらす社会的被害を最小限に抑えようとする政策を意味する。

(2) 拙稿「ドイツ・ヴィルヘルム時代の市民的女性解放運動と「性」を巡る言説——市民社会における市民的性道德と新しい性道德の交差——」博士論文 (2006年)、35-62頁を参照。

る。

ここで訳語について説明しておきたい。飲食店、居酒屋を意味するドイツ語にはさまざまあるが、①飲食店・飲食店を兼ねる旅館を意味する Gastgewerbe, Gasthaus, Gaststätte, Gaststube は「飲食店」、② Ausschank, Kneipe, Schankraum, Schankstube は「居酒屋」、そして①と②の両方の意味をもつ Wirtschaften, Wirtshaus, Gast- und Schankgewerbe は「飲食店・居酒屋」と訳すことにする。また Kellnerin, Wirtsmagd, Wirtsmädchen は飲食店や居酒屋で働く「女給」、そこで働く男性に関しては「男性給仕」とする。そして女給がお客と同居して接客にあたる、いわゆるバーやキャバレーを意味する Animierkneipe は、そのまま「アニミールクナイペ」とし、Animierdame, Animiermädchen は「アニミールクナイペの女給」と訳す。当時の女給をめぐる議論において、居酒屋とアニミールクナイペとは明確に区別されているため、史料に基づいて上記のように訳し分けたが、実際のところ、アニミールクナイペであるのに飲食店と偽るなど、飲食店・居酒屋・アニミールクナイペが各々の定義通りに営業されていたかどうかは疑わしい。例えばベアトリス・ベネダーは、居酒屋の女給とアニミールクナイペの女給の状況は殆ど変わらなかったと指摘している⁽³⁾。

次にヴィルヘルム時代の女給に関する先行研究であるが、女中についての研究が多く存在するのは対照的に女給に関する研究は非常に少ない。そのような状況のなか、女給に関する代表的な研究者としてはブリギッテ・キルヒナー、B. ベネダー、クラウス・ケンプターがあげられるであろう。まず B. キルヒナーだが、彼は19世紀末から1920年代までの労働組合、とりわけキリスト教系労働組合の女給問題への取り組みについて分析している。そして彼は、女給をめぐる議論の中心はあくまでも「非道徳な女性」であって、その代表格として女給が問題視されたと指摘する⁽⁴⁾。また B. ベネダーは、ヴィーンを事例研究としながら、中世から世紀転換期までの間に居酒屋の状況そして女給に対するイメージが変化していく過程を明らかにした。そして娯楽と仕事と一緒にあった女給という仕事からは、公と私、労働と自由、男性と女性の間の二律背反を見出すことができ、この私的かつ公的な、個

(3) Beatrix Beneder, *Männerort Gasthaus? Öffentlichkeit als sexualisierter Raum*, Frankfurt am Main/New York, 1997, S. 126.

(4) Vgl. Brigitte Kerchner, „Die ‚unsittliche Kollegin‘. Anerkennung und Mißachtung als gewerkschaftliche Strategien im Gastwirtgewerbe (1891–1928)“, *Internationale wissenschaftliche Korrespondenz zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, 1998, H. 3/4, S. 465–496. hier S. 495–496; Ders., „Körperdiskurse und Moralpolitik. Die Konstruktion sexueller Devianz um die Jahrhundertwende“, in: Christine Bauhardt / Angelika von Wahl (Hrsg.), *Gender and Politics. ‚Geschlecht‘ in der feministischen Politikwissenschaft*, Opladen, 1999, S. 121–147.

(5) Vgl. Beneder, *Männerort*, S. 11.

人的かつ経済的な観点が絡み合った関係、すなわち公的親密性 (öffentliche Intimität) が女給業の特徴であると主張する⁽⁵⁾。また世紀転換期の女給のイメージについては、市民層の人たちにより、一方では「家族を崩壊させる、男性を誘惑する」女性、他方では「悲運で保護されるべき」女性としてイメージされ、また男性給仕にとってはライバル的存在であったと述べている。そしてイエリネック族に関する研究を多く発表している K. ケンプターは、ヴィルヘルム期を代表する女給運動家の 1 人であるカミラ・イエリネックの人物像・市民的な女性解放運動家としての活動に関していくつもの実証研究を行ってきた。しかし彼女の主義・主張が意味する内容について言説的に分析してはいない⁽⁶⁾。そこでこれらの先行研究を参考にしつつも、本稿では分析レベルを女給、市民的な女性解放運動、市民的性道徳⁽⁷⁾におき、そしてバーデン大公国を中心に展開されたイエリネックの女給運動を例に、①当時の女給たちの生活・労働状況、②女給労働が社会問題化して女給運動が展開されていく過程を明らかにすると共に、③女給労働をめぐる議論からどのような女給像が新たに作り出されるのかについて考察していく。

2 女給労働の実態

飲食店・居酒屋において女給が急激に増加し始めるのは 19 世紀末からであり⁽⁸⁾、1890 年頃から女給業は社会問題化されていった。おそらくもっとも早い時期に女給を売春と絡めて社会問題化した 1 人として社会政策学会の創立者グスタフ・フォン・シュモラーをあげることができるであろう⁽⁹⁾。その後女給問題に関する研究はカール・オルデンベルク、ヘドヴィヒ・レオンハルト、オティリエ・デュバノイ、マリー・エガーズ＝シュミット、ハインリッヒ・ペーター、カミラ・イエリネックなどによって徐々になされるが、H. ペーターが博士論文「バーデン大公国における女給の状況」のなかで指摘しているところによると、政府、そして殆どの道徳連盟・女性連盟もまた女給が抱える問題を解決するために積極的に取り組んではこな

(6) Vgl. Klaus Kempter, *Die Jellineks 1820–1955: Eine familienbiographische Studie zum deutschjüdischen Bildungsbürgertum*, Düsseldorf, 1998, S. 198–206, 355–411, 424–440, 497–502; ders., „Camilla Jellinek und die Frauenbewegung in Heidelberg“, Barbel Meurer, (Hrsg.), *Marianne Weber: Beiträge zu Werk und Person*, Tübingen, 2004, S. 111–126.

(7) 市民的性道徳とは、人間、特に女性の持つ性的衝動を生物学的本能として斥けたり、あるいは宗教的規範に反するとして否定するばかりか、男女の「性」を専ら婚姻にのみ結び付けて考えようとする、市民層の間で広がっていた性道徳を意味する。

(8) 1895 年のドイツ帝国における飲食店・居酒屋産業で働く女性労働者 (含、女給) の数は 261,450 人で、同産業で働く全労働者の 53.07% を占めていたといわれる。Vgl. Camilla Jellinek, „Kellnerinnenelend“, in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, 24/1907, S. 613.

(9) Heinrich Peter, *Zur Lage der Kellnerinnen im Großherzogtum Baden*, Heidelberg 1907, S. 5–6.

表1 都市人口と女給数

	女給・男性 給仕の総数 (人)	そのうち女 給数 (人)	女給数の総 数に占める 割合 (%)
大都市 (人口10万人以上)	4,724	1,254	26.5
中都市 (人口2-10万人)	4,165	1,312	31.5
小都市 (5,000人-2万人)	2,908	1,262	43.5
田舎町 (2,000-5,000人)	534	220	41
住民2,000人以下の場所	134	45	35

Heinrich Peter, *Zur Lage der Kellnerinnen im Großherzogtum Baden*, Heidelberg 1907, S. 16. ペーターが表1～表3を作成する際に引用したのは *Untersuchung des badischen statistischen Landesamts über die Gast- und Schankwirtschaften Badens 1902* のデータである。Vgl. *Kommission für Arbeitsstatistik, Erhebungen (Bd. 6 und 7) über die Arbeits- und Gehaltsverhältnisse der Kellner und Kellnerinnen*, Berlin, 1894/1895.

かった⁽¹⁰⁾。それゆえペーターは女給に関する研究に着手する際、まず女給の生活・労働の実態をできるだけ正確に把握するために、独自でアンケート調査を行っている。

このアンケートは500通配布され⁽¹¹⁾、123通が回収された。ただし質問全てに回答していたのは24通のみであった。この返却数の少なさにに関して彼は、女給たちがこのアンケートに税務局あるいは警察が何らかの形で関与していると疑ったこと、また両親に連絡されるのを恐れて回答を控えたことが原因であると分析している⁽¹²⁾。彼がまとめたデータから明らかになったことは、中小都市において女給の割合が特に高いこと(表1参照)、そしてバーデンにおいて女給問題が大変深刻な状況にあるということであった。例えば女給・男性給仕の総数に占める女給数の割合(%)をみた場合、ドイツ帝国では女給・男性給仕の総数12,465人のうち女給数は4,093人で全体の33%である。それに対して、バーデンでは539人中318人が女性であり59%も占めていた。バーデンの人口を考慮した場合、この女給数の割合はエルザス-ロートリングンに続きドイツ帝国で2番目に高い(表2参照)。また1902年の

(10) H. ペーターはこの女給に関する研究により、1906年にハイデルベルク大学(国民経済学)で博士号を取得し、E. ヤッフエの協力のもと『社会科学・社会政策学会誌』での公表を実現させている。

(11) アンケートは52項目にわたっており、その主な質問内容は以下の通りであった：①自己紹介(氏名、年齢、出身、結婚・子どもの有無、学歴、職歴、職業訓練の経験の有無、解雇された経験の有無、既往症)、②労働環境(女給・男性給仕の数、休日・休暇の有無とその時間数、労働時間、給料・チップ他収入の額、破損代・客の飲食代を支払う義務の有無、お酒代、洗濯代、健康保険料の負担の有無、職業紹介料)、③生活状況(睡眠時間、住宅環境、家賃、衣服代) Peter, *Kellnerinnen*, S. 4.

(12) Ebenda.

表2 地域別女給数

	女給・男性 給仕の総数 (人)	そのうち女 給数 (人)	総数に占め る女給数の 割合 (%)	人口 (1900年)
ドイツ帝国	12,465	4,093	33	56,367,178
プロイセン	6,256	1,322	21	34,472,509
オストプロイセン	412	267	64.8	
ヴェストプロイセン	145	98	67.6	
シュレジエン	951	267	28	
ブランデンブルク (ベルリン以外)	465	85	18	
ベルリン	972	200	20.6	
ハンブルク	421	16	3.8	768,349
メクレンブルク-シェヴェーリン	74	1	1.3	607,770
オルデンプルク	112	11	9.8	399,180
ブラウンシュヴァイク	74	12	16	464,333
アンハルト	60	1	1.7	316,085
ザクセン-ヴァイマル	137	19	14	362,873
ザクセン	887	311	35	4,202,216
ヘッセン	106	14	13	1,119,893
バイエルン (ライン右)	1,866	1,195	64	6,176,057
バイエルン (ライン左)	111	83	74.8	
バーデン	539	318	59	1,867,944
ヴェルテンベルク	613	361	59	2,169,480
エルザス-ロートリンゲン	576	357	62	1,719,470

Peter, *Kellnerinnen*, S. 15; *Statistisches Jahrbuch für das Großherzogtum Baden*, S. 26-27.

※プロイセンの場合、総数に占める女給数の割合が高い地域のみ、他、人口30万人以上の地方のみデータを掲載した。

統計によると、女給数・男性給仕数は共に急増しており、なかでもマンハイムは男性給仕139人に対して女給が282人、カールスルーエは男性給仕126人に対して女給278人と、女給が占める割合が非常に高かった(表3参照)。特にマンハイムでは、市当局が飲食店・居酒屋に対して無制限に営業許可証を発行していたため、飲食店・居酒屋の数、そして女給の数が急増したのである⁽¹³⁾。

(13) Peter, *Kellnerinnen*, S. 17-18.

表3 都市人口と女給数（バーデン大公国）

	飲食店・ 居酒屋の 数（軒）	飲食店・ 居酒屋の 従業員総 数（人）	飲食店・ 居酒屋の 数（家族 経営）	飲食店・居酒屋の従業員 総数の内訳				人口 (1900年12月 1日)
				男性 給仕	女給	その他		
						男性	女性	
フライブルク	209	913	15	104	190	206	413	61,504
バーデン＝バーデン	130	1,409	15	208	134	423	644	15,718
カールスルーエ	298	1,177	39	126	278	267	506	97,285
ハイデルベルク	209	953	25	121	170	227	435	43,998
マンハイム	953	1,372	442	139	282	249	702	141,131
バーデン大公国	3,062	7,763	957	788	1,389	1,698	3,888	605,239

Peter, *Kellnerinnen*, S. 18.

女給業の魅力は何か。それはまず高収入にあった。例えば、女給になる前の職業で一番割合が高い女中——全体の約50－60％を占める——の給料がひと月に20マルクであるのに対して、女給が受け取るチップは1日に4－5マルクであるから確かに収入は良い⁽¹⁴⁾。お客からのチップしだいでは、経済的自立、手早く結婚資金を貯蓄することも可能となる。確かに給料制でなくチップ制であるということには、解雇通知期間なしに即日解雇される危険が伴っていたが、女給として働く多くの女性にとって重要なのは目先の収入であり、もし解雇されたとしても次の職場を探せば解決することであった。その他、財産ある男性と知り合い結婚するチャンスがある、また特別な知識・技術を求められることなく手軽に仕事を見つけられるというのも女給業の魅力であった。ほとんどの女給は貧しい家庭で生まれ育っており、小学校を卒業していれば良いほうで、読み書き能力も十分ではなかった。しかし女給に求められたのは女性的な機敏さ、若さ、美しさ、徳であり、また勤務証明書を提示する必要もなかったので、仕事を探す際に知識や技術は全く問題にならなかった。しかしそれゆえに年齢の高い女性、あるいは既婚女性が女給の仕事に就くのは難しく、女給に適する年齢はおよそ19歳から25歳の間と考えられていた⁽¹⁵⁾。未婚で若い女給目当てに居酒屋を訪れるお客は多く、店主はお客の要望に応える必要があったし、お客たちが時折新顔の女給を求めていることも考慮し、今雇っている女給を解雇しては新しい女給を雇い入れた。その際女給としての働き口を探している女性

(14) Ebenda, S. 20.

(15) Ebenda, S. 23－24.

表 4 地域別 女給労働時間

	女給の数		労働時間									
			12時間以下		12-14時間		14-16時間		16-18時間		18時間以上	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
バーデン	318	100	1	0.3	19	6	165	51.9	131	41.2	2	0.6
バイエルン (ライン右)	1,195	100	30	2.5	107	8.9	639	53.5	412	34.5	7	0.6
バイエルン (ライン左)	83	100	1	1.2	8	9.6	50	60.2	24	29	—	—
ヴェルテン ベルク	361	100	5	1.4	40	11.1	227	63	89	24.5	—	—
エルザス ロートリンゲン	357	100	6	1.7	54	15.1	234	65.5	63	17.7	—	—

Peter, *Kellnerinnen*, S. 26.

はいくらでもいるので手間も費用もかからない。このような事情から3カ月間同じ居酒屋で働く女給は決して多くなく、現にバーデンでは全女給の49%が3カ月以内に、83.3%が1年以内に職場を変えていた。また女給の側でも、①チップをより多く稼ぎたい、②仲介者による搾取から逃れたい、③女給を長期的に続ける仕事とみなしていないという理由から、職場を転々と移動したのである⁽¹⁶⁾。

これに対して男性給仕が職場を移る割合は女給のように高くはない。その理由は、ホテル・レストラン・カフェハウスなど、仕事に専門的な職能・知識（サービス・語学力など）・熟練さが求められる場所では殆どの場合雇用されるのは男性給士であり、小さな飲食店・居酒屋も含めて男性給仕が職場を移る場合には、優秀な給仕であることを保証する勤務証明書を提示しなければならなかった⁽¹⁷⁾。そのため長期間働くこと、そして雇用主から信頼を得ることは彼らにとって大変重要であったのである。

次に女給の労働状況であるが、まず労働時間は短いところで14時間、平均16-17時間である。しかしバーデンは他の地域と比べて1番労働時間が長く、16時間以上18時間未満働いている女給の割合が全体の41.2%、14時間以上18時間未満になると全体の93%も占めていた（表4参照）。この労働時間には、残業、着替えの時間、通勤時間は含まれていない。1日の仕事は朝8-9時から始まる。椅子とテーブルを

(16) Ebenda, S. 24-25.

(17) Jellinek, „Kellnerinnenelend“, S. 615; Peter, *Kellnerinnen*, S. 25.

磨いてセッティングし、新聞を綴り、マッチ箱へマッチを詰め、メニューを書き、そして昼食の準備にとりかかる。11時になるとお客が入り始め、12時半くらいから徐々に客足が増え、13-14時はほぼ満席状態になる。14時を過ぎてやっとお店は静けさを取り戻すが、18時頃から再び忙しくなり、21-22時はお客で賑わう。深夜12時か12時半になると客足が引き始めるが、女給にはまだ椅子をテーブルの上にあげる、お客の飲食代を清算するなどの仕事が残されていた。この清算の際、お客が支払いをしなかった分は女給が負担しなければならなかった。勤務中は、余程暇でない限り休憩どころか食事の時間さえ確保できない。それにもかかわらず、仕事が終わるのは深夜である⁽¹⁸⁾。休日は殆どなく、もし休日をとれば新しい女給が雇われ、自分は解雇されることになる。それどころか男性給仕が休日をとる分、むしろ女給は余分に働かなければならないというのが実情であった。また女給の側にも休日を取らない事情があった。休日を取ればその日の収入が入らないばかりか、食費・光熱費などの出費が嵩むため、仕方なく出勤するのである。住環境については、住み込みで働いていない場合は自分で家を借りなければならず、また部屋の貸主が職業斡旋業者である場合には、雇用主に告げ口されて仕事を失わないために、どんな劣悪な住環境であっても高い家賃を支払ってそこに住み続けなければならなかった⁽¹⁹⁾。このような悪環境から逃れるために転職を考えたところで、今よりも給料の安い女工になるか、あるいは娼婦として働く以外選択肢は残されていなかったのである。

以上、当時の主にバーデンにおける女給の生活・労働環境について述べてきたが、以下バーデン以外の場所で、当時実際に女給として働いていた2人の女性への聞き取り調査の一部を要約して紹介したい。

A：ベルリンで働くある女給の話

ベルリンで女給と娼婦は、社会秩序を乱すという意味で同列に扱われているそんな風潮のなか、オラニエンブルクで居酒屋（仕事内容から判断するとアニミールクナイベ——引用者）の女給として4年間勤めた⁽²⁰⁾。妹の学費や兄の入院費として家族に週40マルク仕送りしているが、自分と同じように家族に仕送りしている同僚は多い。それにもかかわらず彼女たちのなかには、女給であるとの理由で家族から軽蔑視されている者もいる。収入はお客からのチップと自分の売り上げの一部が還元されるのみである。それゆえ女給という仕事を維持するために、そして収入を増やすため

(18) Ebenda, S. 25-32.

(19) Jellinek, „Kellnerinnenelend“, S. 618-619.

(20) *Mieze Biedenbachs Erlebnisse. Erinnerungen einer Kellnerin*, Berlin: F. Fontane&Co, 1906, S. 118.

には、お客に愛想良く振舞って売り上げを伸ばさなければならない。通常帰宅するのは深夜3時で7時半には起床する。このような生活が毎日続くので、当然ながら健康は徐々に侵されていく⁽²¹⁾。女給のなかには月に300-400マルク以上稼ぎ、資金を貯めて店を継ぐ、あるいは自らお店を構える者もいるが⁽²²⁾、たいていの場合、女給の境遇は娼婦よりも悲惨である⁽²³⁾。女給として働いた時期は人生の中で忘れ去りたいほど不快で悲惨であった⁽²⁴⁾。

B：北ドイツの港町で働くある女給の話

父親は収入を飲み代に換えてしまい、母親は病気を患っていたため、女給として働き始めた。最初に働いたお店は、テーブル4つで2人の女給が働く小さな居酒屋であった。勤務時間は16時間。収入はお客からのチップの他、自分の売り上げのほんの一部が支払われるだけである。お客が一杯50ペニヒのお湯割りラム酒を注文すると分け前として10ペニヒ、5マルクの赤ワイン1本（仕入れ価格50-60ペニヒ）では50ペニヒ支給された。店の主人は店内の風紀を常に監視しており、女給とお客が恋愛関係になった場合、女給は即解雇された。ただしお客が大金をお店に支払った場合は、その客は閉店後の深夜3-4時に女給と同伴することが許可された。同僚の女給は自分に対して大変嫉妬心が強く、ある日その女給から並々にビールが入ったジョッキで頭を殴られてしまった。その出来事の8日後、怪我が治りお店に出勤した時にはすでに自分の代わりに新しい女性が雇われていた。仕方がないので別の居酒屋を探して働き始めた⁽²⁵⁾。数カ月後、再び元の居酒屋に戻ってきた時、自分に怪我を負わせた例の女給はお店をやめて売春宿へ移っていた。彼女はこの近辺で働く女給のなかで唯一墮落した女給である⁽²⁶⁾。

Aの聞き取り調査が明らかにしているのは、女給の過酷な生活、女給に対する世間の冷たいまなざしである。女給として働いているがゆえに家族への高額な仕送りが可能となるにもかかわらず、仕送りを受け取っておきながら、家族でさえ自分たち家族の一員が女給として働いていることを非難する傾向にあった。本来家族から排除したいのだが、家計にとって必要であるという理由から家族へ組み込もうとす

(21) Ebenda, S. 119.

(22) Ebenda, S. 123.

(23) Ebenda, S. 135.

(24) Ebenda, S. 117.

(25) *Kampf ums Dasein. Das Leben eines Mädchens als Fabrikarbeiterinnen und Kellnerin*, Düsseldorf, 1987, S. 43-45. (初版：Karl Weber & Co., *Im Kampf ums Dasein! Wahrheitsgetreue Lebenserinnerungen eines Mädchens aus dem Volke als Fabrikarbeiterin, Dienstmädchen und Kellnerin. Das Vorwort eines Dr. G. Braun*, Stuttgart, 1908.

(26) Ebenda, S. 53.

るメカニズムは、社会から排除されつつも必要悪として社会に組み込まれていく管理売春婦と類似しているといえよう。次にBの手記では、3つの点に注目したい。1つは、女給の売り上げの殆どが、女給ではなく居酒屋の収益になっていること、2つ目は、いかなる理由があろうと久勤は解雇を意味しており、女給はそれを「仕方なく」受け入れざるを得ない状況にあったこと、そしてもっとも重要な点は、女給自らが娼婦と女給とをはっきりと区別し、娼婦を墮落者とみなしている点である。これは、女給同士の間で女給の格づけがなされていたことを表わしていると共に、売春とは関係のない女給をも売春と関連づけて考えようとする当時の専門家たちの女給観との相違を示している。この点については、次章以下で検討していくことにする。

またBの聞き取り調査のなかでは、上記にあげた内容の他に女給という仕事がすべて悲惨なわけではないことが述べられている。仕事をしながら同僚とおしゃべりしたり輪唱したり、女給仲間の間で協力関係が築かれていたり、特別な知識や技能がないにもかかわらず女性工場労働者よりも多く稼ぐことが可能であったり、あるいは人生に躓いた者、落ちぶれた者に人生をやり直すチャンスを提供する場であると主張しているのである⁽²⁷⁾。このチャンスの1つに結婚があった。この女性も含めて多くの女給たちは、結婚する以外に女給の仕事をやめることはできないと確信しており、それゆえお客たちのなかから結婚相手になるような男性を常に見つけていた。現にこの女給も、何人ものお客に裏切られながらも、最終的には居酒屋で知り合った教養ある男性と幸せな結婚をしている⁽²⁸⁾。つまり女給とお客の間の関係には、性的加害者と性的被害者、あるいは売春と買春という言葉だけでは簡単に片づかない複雑な男女の駆け引きが繰り返されており、ペーターが指摘しているように、収入だけではなく結婚相手を探せるという意味でも、女給という職業は女性にとって魅力的であった。しかしながら女給の生活環境・労働環境が徐々に明らかになると、女給問題は女給たちの悲惨な状況ばかりが強調されるか、あるいは道德問題・性病問題・売春問題の一部として捉えられ、社会問題へと発展していったのである。次章では女給問題がどのような形で問題化されたのかについて考察していく。

3 女給労働の問題化——H. ペーターの研究を中心に

すでに1890年代半ばにバーデン政府は女給たちの劣悪な労働環境について認識していた。1895年にハイデルベルクの「少女たちの女ともだち連盟 (Verein der Freundinnen junger Mädchen)」がバーデン議会と帝国議会宛に女給の保護を求めて請願

(27) Ebenda, S. 73.

(28) Ebenda, S. 89–98.

書を提出しており⁽²⁹⁾、また1896年のバーデン内務省の報告からは、邦議会で、①女給の住環境、②女給と客との非道徳的な関係、③未成年の少女の雇用、④斡旋業者による金銭的・性的搾取などの女給が抱える核心的な問題について議論されていたことを確認することができる⁽³⁰⁾。

実際バーデンにおいて、女給問題は深刻な社会問題として理解されていた。理由は、女給数が多いということ以上に、医師や専門家により女給が売春と関連した形で問題化されたことにある。例えばカールスルーエでは、1905年から1909年までの5年間に人口10万人あたり平均112人のもぐり売春婦が、また通常60-70人の公娼(シュトットガルトの2倍)が存在したといわれているが、同期間に逮捕された690人の娼婦のうちの307人(約44.5%)が女給として働いていた。女中144人、女性工場労働者45人をはるかに上回る数である。また管理売春婦に関しては、カールスルーエにおける1911年3月の娼婦数233人のうち180人(77.2%)が21-30歳の女性であり、彼女たちが管理売春婦になる以前に就いていた職業で一番多いのは、やはり女給で85人、女中は19人、工場労働者と売り子がそれぞれ12人であった⁽³¹⁾。このように女給労働が最も売春に近い職業であることが、統計資料を使いながら強調されたのである。

バーデンの女給の状況に関する H. ペーターの同時代的研究では、女給が娼婦へ至る原因と、売春が女給という仕事に直接与える影響という2つの側面から分析されている。まず前者についてだが、長時間労働と賃金体系に問題があることは明らかであるが、女給に対する搾取が、殆どの場合職業斡旋業者との関係を通じてすでに生じていることを彼は指摘する。ペーターによると職業斡旋業者は、①営利を目的とする職業斡旋業者といわゆる職業紹介所(Platzierungsbureau), ②経営者団体(Wirteinnung)によって設立された職業紹介所(Stellenvermittlung), ③無料の職業紹介所(Arbeitsnachweis)の3種類に分かれていた。しかし斡旋業者が店主と結託して、故意に女給を解雇しては彼女たちに新たに女給職を紹介するという行為を繰り返すことにより、女給から必要以上に仲介料を徴収できる、あるいは女給たちに売

(29) 請願書の内容は、①21歳以下の女性は女給として働いてはならない、②女給の雇い主の住居で女給から借金を徴収することを禁止する、③女給に固定給を支払わないすべての雇い主は罰せられる、④女給の労働時間は夜の10-11時までとする、⑤睡眠時間として1日8時間、週一度の午後の休日、礼拝のために日曜午前11時までの休日を法的に義務付けること、これらの法規定はすべての居酒屋で即女給たちに適用されなければならない。Peter, *Kellnerinnen*, S. 9.

(30) Staatsarchiv Freiburg, A 96/ 1, Nr. 1757, vom Ministerium des Innern an die Gr. Bezirksämter. Die Verhältnisse der Kellnerinnen betr. (Karlsruhe, den 29. September 1896, Nr. 28726)

(31) A. Meher, *Die geheime und öffentliche Prostitution in Stuttgart, Karlsruhe und München*, Paderborn, 1912, S. 169-171.

春行爲を促しやすいという理由から、店主が営利目的の職業斡旋業者としか取引しようとしないう傾向が強かった。②については、登録料がなく契約成立の場合2-3マルクだけ支払えば良かったにもかかわらず、店主の客たちの多くが斡旋業者であるとの理由から店主が利用せず、③に関しては、紹介所に直接関与できないばかりか収入も得られないという店主側の理由、また女給側もよい仕事を見つけるにはそれなりの手数料がかかるという認識を持っていたため、店主も女給も利用しなかったのである⁽³²⁾。

またペーターは、売春が女給という仕事に与える影響が、①女給となる娼婦たち、②臨時の女給、③アニミールクナイペという3つの事柄を媒介に生じることを以下のように説明している。①娼婦たちが最も恐れているのは、矯正施設と並んで病院での治療である。彼女たちは性病に感染すると、まずは検査から逃れるために他の都市へ移り住み、そこで経歴を尋ねられることなく簡単に働くことができ、また支払いに応じて斡旋業者がすぐに働き口を用意してくれる女給業に就きながら、個人的に医師のもとで病気を治療するか、あるいは医師による検査を切り抜けられる程度まで健康を回復させる。その間売春業にも従事できるよう、彼女たちは敢えてアニミールクナイペで働こうとするのである。また娼婦であった女性に対して官庁が労働義務を課すことにより、娼婦が女給として働くことを強制される場合もある。というのは、服役後3日以内に仕事に就かなければならないという規定のもと、逮捕され服役した街娼たちは、服役後取り急ぎ女給として働き、そして売春業へと戻っていくのである⁽³³⁾。②臨時女給の場合の報酬は、女性労働者の日給とほぼ同じ1-2マルクであり、正規の女給が1日で稼ぐ収入(含、チップ)が平均4-5マルク、なかには15-20マルク——常に少女たちを新規雇用するためのおとり手段となった——稼ぐことも可能であったことと比較すると、臨時女給の収入は破格に低い。それにもかかわらず、住居代等で多くの出費がかかり、それを埋め合わせるために彼女たちは売春を行なうのである。③アニミールクナイペでの女給の仕事は、客に酒を飲もうという気にさせること、彼らを気晴らしさせることであり、そのため的手段として売春行爲が行われると彼は分析している⁽³⁴⁾。

また女給と性病感染との関係についてペーターは、マンハイムのH. レーブ博士が1892年から1901年までの10年間行なった調査をもとに、男性の性病感染源の約35%(442件中155件)が簡易食堂・バーで働く女給(Büffetdamen)から感染したものであると報告していること、そして風紀警察が、それがプロイセンではなく紛れもなくバーデンで起こったことであり、これにより女給と売春との密接な関係が証明

(32) Vgl. Peter, *Kellnerinnen*, S. 38-41.

(33) Ebenda, S. 44.

(34) Ebenda, S. 35, 44-45.

されたと誇張していることに触れている⁽³⁵⁾。ペーターは、女給と売春を安易に結びつけることに警鐘を鳴らしつつも、彼もまた女給が売春、そして性病と常に背中合わせにある仕事であるという見解にあった。例えばマンハイムで起こっている最も悲惨な例として、水夫相手の居酒屋の例をあげて次のように説明している。そこでは、女給は水夫からチップをもらえないため、女給には飲み物の売り上げの一部が給金として割り当てられていた。このような悪条件に加えて、船長の同意なしに船に乗せられ、マンハイムとロッテルダム・アムステルダム他目的地までの往復、船上の娼婦として働かされたものであった。この事態について彼は、女給たちすべてが確実に性病に感染しており、彼女たちは性病を蔓延させていると報告している⁽³⁶⁾。ここでは被害者であるはずの女給が娼婦と同一視されるばかりか、性病を感染させる源として認識されており、ここに、被害者であるはずの女給が加害者として烙印を押される過程をみることができる。

そして最後にペーターは女給対策として、①女給が働く居酒屋への監視の強化、②チップ制度の廃止。十分な固定給を支払わない場合、賃金を支払ったとしても何かと理由をつけて女給からお金の取立てを強要する場合は、経営者から営業許可を剥奪する、③公的な職業安定所が設置されているすべての場所で、個人的な職業斡旋業者を廃止する、④見習い期間の導入、⑤女給の家の設立、などを提案している⁽³⁷⁾。

4 C. イェリネックの女給運動

(1) C. イェリネックの人物像

ドイツ婦人団体連合（Bund deutscher Frauenvereine, 以下BDFと訳す）の著名な女性解放運動家の1人カミラ・イェリネック（Camilla Jellinek, 1860 - 1940）の女給運動は、このペーターの研究の影響を強く受けながら行われた。しかしそれ以上に彼女が女給運動を行う動機づけとなったのは、1902年以降彼女が所長を務めた「女性・少女のための法律相談所（Rechtsschutzstelle für Frauen und Mädchen, 以下RfFMと略す）」⁽³⁸⁾での経験であった。彼女の実践活動の内容について考察する前に、本節では彼女の人物像について簡単に紹介する。

(35) Vgl. H. Löb, „Statistisches über die Geschlechtskrankheiten in Mannheim“, *Zeitschrift für Bekämpfung der Geschlechtskrankheiten*, Bd. 2, 1903. Zit. nach Peter, *Kellnerinnen*, S. 42-43.

(36) Peter, *Kellnerinnen*, S. 45-46.

(37) Ebenda, S. 55.

(38) 1900/1901年設立。本部は1894年にドレスデンに設立され、マリー・シュトリット（Marie Stritt, 1855-1928）が同連盟の会長を務めた。シュトリットは1899年から1910年までBDFの会長として急進的な活動を展開した。

C. イェリネックは皮膚科医でヴィーン大学の教授である父親グスタフ・ヴェルトハイム (Gustav Wertheim) と敬虔なカトリック信者である母ヴィルヘルミーネの長女としてヴィーンに生まれた。学識高い両親と実業家であるおじに囲まれて成長するなか、彼女の学ぶことへの意欲は年齢と共に高まり、そして教師になることを夢見てヴィーン女性就業連盟の高等学校へと進んだ。しかしながら当時市民層の殆どの家庭でそうであったように、周囲の人たちが彼女に期待したのは、学問的・職業的キャリアではなく、結婚して立派に家庭を切り盛りできる妻・母・主婦になることであった。そのため教師になることを断念し、そして職業に就く機会を得ないまま1883年に当時ヴィーン大学の私講師であったゲオルグ・イェリネック (Georg Jellinek, 1851-1911) と結婚した⁽³⁹⁾。イェリネック夫妻は公私共に信頼し合える良きパートナーとなり、生涯6人の子どもをもうけている。彼らの次男ヴァルター・イェリネック (Walter Jellinek, 1885-1955) がのちヴァイマル時代を代表する公法学者の1人となったことは有名である。

1880年代、ヨーロッパで、そしてヴィーンにおいても反ユダヤ的な風潮が強まるなか、イェリネック夫妻はヴィーンからバーゼルへと移り住み、そして1893年以降はハイデルベルクに住居を構えた。ゲオルグ・イェリネックはハイデルベルク大学の法律学の教授に招聘され、そしてカミラ・イェリネックは同大学の聴講生として哲学と法律の授業に参加した。彼女が聴講生であったのは、1900年までバーデンでは女性の大学への正式な入学は認められていなかったという事情によるものである。1890年代のハイデルベルクの学者サークルは、家父長的な雰囲気の中に囲まれていた。女性にとっては高い教養よりも主婦としての能力を身につける方が重要であると考えられており⁽⁴⁰⁾、イェリネックもまた子どもたちの家事・育児に没頭しつつ、大学教授の妻として高級官吏たちの集いの場に、そして教授たちの豪華な晩餐に参加していたのである⁽⁴¹⁾。このような学者たちの慣習に新しい風を吹き込んだのがヴェーバー夫妻であり⁽⁴²⁾、そしてカミラ・イェリネックの人生に転機をもたらしたのがマリアンネ・ヴェーバー (Marianne Weber, 1870-1954) であった。1897年にハイデルベルクに住み始めると同時に「女子教育協会・女子高等教育 (Verein Frauenbildung-Frauenstudium, 以下VFFと略す)」ハイデルベルク支部を設立したマリアンネ・ヴェーバーは、C. イェリネックを仕事のパートナーとして選び、彼女と

(39) Kempter, *Jellineks*, S. 358-359.

(40) Ebenda, S. 366.

(41) Kempter, „Die Frauenfrage als Rechtsfrage: Camilla Jellinek (1860 - 1940)“, *Frauen-gestalten. Soziales Engagement in Heidelberg*, Heidelberg, 1995, S. 39.

(42) ヴェーバー・サークルに関しては、拙稿「ドイツ・ヴィルヘルム時代における市民的性道徳と新しい性道徳——O. グロース“エロス論”がヴェーバー・サークルに与えた影響——」『現代史研究』, 第51号 (2005年) 33-47頁を参照。

共に RfFM のハイデルベルク支部を設立したいと彼女の夫ゲオルグに申し出たのである。妻が社会活動に参加する際、まず夫の許可が必要となる、そういう時代であった。この申し出に対して夫ゲオルグは快諾した。というのは彼は妻の能力を非常に高く評価していたし、また彼自身 VFF の会合で講演を行なったり、女性の大学入学が許可される以前から女子学生の聴講を許可するなど、すでに長年にわたって女性の社会進出を支持し続けてきた人物であったからである。これによりカミラの女性解放運動家としての活動、まさに第2の人生が本格的に始まる⁽⁴³⁾。その後の彼女の活動は目覚しかった。1900年から1933年まで BDF の幹部を、1907年からは BDF 法律委員会委員長を務めた。またバーデンにおいては、1902年から RfFM ハイデルベルク支部所長、同市女性法律委員会委員長として、1926年から1930年までは「バーデンの女性のための連盟 (Badisches Bund für Frauenbestrebungen)」の会長として活躍した。

RfFM での活動を通じてまずカミラが実感したことは、女性たちが法律に関してあまりに無知であること、そして女性たちが男性弁護士に秘密を打ち明けられず、それが原因で法的手続きをふめずにいることであった⁽⁴⁴⁾。それゆえハイデルベルクの RfFM は、週に1回2時間、必要であれば週に数回面接時間を設け、女性相談者が躊躇せずに悩みを打ち明けられるよう、相談員をすべて女性にした⁽⁴⁵⁾。そのことが効を奏して開設以来、階級に関係なく女給をはじめとする女性たちが労働環境・賃金・家賃・結婚などに関する相談をするために相談所を訪れた⁽⁴⁶⁾。そしてイエリネックはこれらの相談に対応していくなかで、妊娠中絶合法化運動（刑法218条の削除）、そして女給運動への関心を高めていったのである。

イエリネックが妊娠中絶の合法化案について認識したのは1906年であり、その時彼女は大変驚くと共に自分が取るべき立場について真剣に悩んだと告白している。というのは妊娠中絶合法化運動に自分が参加することは、これまで自分が信じてきた市民的な道德観を否定し、自分の同僚たちではなく「新しい倫理」の提唱者たち—— H. シュテッカーを初めとする市民的女性解放運動急進派——と協力することを意味していたためである⁽⁴⁷⁾。それでも彼女が妊娠中絶合法化を支持した理由は、①生まれてきた子どもたちが1人でも多く無事成長できる環境を整えるため、

(43) Kempter, *Jellineks*, S. 367-369.

(44) Ebenda, S. 383.

(45) Ebenda.

(46) Camilla Jellinek, u.a., *Rechtsschutzstelle für Frauen und Mädchen Heidelberg*, Universitätsbibliothek Heidelberg, Handschriftenabteilung, Heidelbergensia 11, 11. 同相談所ののべ利用者数は以下の通りである。1903年46人, 04年60人, 05年123人, 06年213人, 07年376人, 08年473人, 09年135人, 10年156人, 11年165人, 12年165人, 13年160人, 14年138人。

(47) Kempter, *Jellineks*, S. 403.

②貧困を理由に母親が子どもを殺す事態を避けるため、③妊娠中絶を商売とするもぐりの医者・産婆たちの経済的基盤をなくすため、④刑罰という威嚇でもって個人の自由が妨げられてはならないという願い、そして⑤胎児は女性の体の一部であり権利を持つ人間ではないという見解であった⁽⁴⁸⁾。このような理由から、BDF 法律委員会委員長として妊娠中絶の合法化を提唱したのである。もう1つの女給運動に関しては次節で詳しく扱うことにする。

夫ゲオルグが亡くなった1911年以降、女性解放運動家としての彼女の活動はより活発化した。第一次世界大戦中、銃後での女性の活動を充実化させるために、イエリネックはマリアンネ・ヴェーバーと共に「国家女性奉仕団 (Nationalen Frauen-dienst, NFD)」ハイデルベルク支部を立ち上げ、ヴァイマル期には、完全なる男女の法的平等の実現のために女性参政権運動、妊娠中絶合法化運動など政治的な活動に積極的に参加した。しかしナチス期になると、長年彼女が持ち続けたドイツへの愛国心も虚しく、夫そして父親がユダヤ人であったという理由から「よそ者の人種 (Fremdrassige)」とみなされ、彼女の市民的女性解放運動家としての活動は完全に閉ざされてしまう。そして1940年、彼女が80歳の誕生日を迎えた直後に病気のため亡くなっている⁽⁴⁹⁾。

(2) C. イェリネックの女給運動

イエリネックがはじめて執筆した女給に関する学術論文は、H. パーターの研究論文と共に1907年の『社会科学・社会政策雑誌』に掲載された。その論文のなかで彼女は、パーターが女給と売春との関連を、貧困に喘ぐ女性の生活費の問題として取り上げてきたのに対し、それをさらに性道德の問題へと還元している。イエリネックによると、道德的な危険は個人的原因によって起こるのではなく、女給という職業そのものに内在するものであった。彼女の報告によれば、1907年の女性就労者の総計950万人中3万2,000人を占める女給たちが⁽⁵⁰⁾、以下のような悲惨な状況に立たされていたのである。長時間労働、チップに依存した収入体系、破損代・罰金・クローク代など様々な理由をつけては女給から搾取しようと企む店主⁽⁵¹⁾、職

(48) Camilla Jellinek, *Die Strafrechtsreform und die § 218 und § 219 St. G. B.*, Heidelberg, 1909, S. 17-18; Kempter, Jellineks, S. 405.

(49) Vgl. Walther Killy (Hrsg.), *Deutsche Biographische Enzyklopädie (DBE)*, München 2003, Bd. 5, S. 317; Kempter, „Frauenfrage“, S. 37-52.

(50) Camilla Jellinek, (Hrsg.), „Entwurf einer Petition betreffend das Verbot weiblicher Bedienung in Gast- und Schankwirtschaften“, *Kultur und Fortschritt*, Nr. 261, 1909, S. 13-14.

(51) ミュンヘンのある上等なカフェレストランで女給は、トイレ使用料15ペニヒ／日、郵便物 (Aufgang) と傷病・健康保険料 1 マルク／5 日、ビール・水係のメイドに50ペニヒ／日、爪楊枝代・マッチ代金、クローク代15ペニヒ／日、その他頻繁に店主の料理人・使用人代、備品の補修費、破損代、そして食事代を店主から請求された。Jellinek, „Kellnerin-

業斡旋業者による女給の搾取、職業柄部屋の貸主からの信頼が薄いゆえに不当に請求される高額な家賃、店主による不十分な賄い。また健康面においては、女給たちの間で猛威を振るっている肺結核の他、居酒屋で長時間立ち回ったり、あるいは大量に飲酒しているため、静脈瘤炎症、足の腫れ、萎黄病、女性器・泌尿器疾患など様々な病気に冒されていた。さらには性病感染の割合が非常に高く、ベルリンの飲食店主たちによる地域疾病保険金庫の報告によると、女給の半数以上が性病に感染しており、バーデンの諸病院では、梅毒に感染した少女の大半が女給であった⁽⁵²⁾。それゆえイエリネックは、一方で女給たちがこのような劣悪な環境から解放されるために、特に売春・婦女売買という危険から保護されるために、また他方で、市民的な文化的生活・市民的道徳規範の浸透を目的に⁽⁵³⁾、1907年11月、ハイデルベルクに女給の家を設立したのである⁽⁵⁴⁾。

1907年以降イエリネックは、女給問題への社会的認識を広めるために本格的に女給運動を開始した。同年早速彼女は、女給のための集会を企画して500人の女給に案内状を送り、200人の店主には女給たちが集会に参加するために2-3時間仕事から解放するよう嘆願書を送付するという大規模な宣伝活動を行なっている。しかしそれにもかかわらず、実際集会に参加したのはたった30人だけであったという現実⁽⁵⁵⁾は、雇用する側も雇用される側も女給という仕事そのものの改善には無関心であることを明らかにすることとなった。雇用する側は、ペーターの指摘にもあるように、斡旋業者との友好関係により利益を上げることが重視していた。それゆえ、各都市では転職の際有利に働くように女給に対して勤務証明書を発行していたが、証明書が全く効果を発しないどころか、この証明書をもっている女性ではなく、営利を目的とする斡旋業者が紹介する女給を雇う傾向にあった。またそのことは、店主が女給に売春を営ませることを容易とし、このことは、特に公的娼家が街にない場合は重要であった⁽⁵⁶⁾。そして雇用される側の女給たち自身も、自分たちの同僚の状況を改善することには関心を持っていなかった。例えばペーターは、チップ制度の改善策の1つとして、チップを共同会計として計上し、それを女給たちで均等

nenelend“, S. 616.

(52) Ebenda, S. 2; vgl. H. F. Schmidt, *Kellners Wohl und Weh*, Basel, 1899, S. 119, zit. nach ebenda.

(53) Kempster, *Jellineks*, S. 389.

(54) イエリネックが女給の家を設立する際参考にしたのは、1904年にO. デュバノイがシュトゥットガルトに設立した女給の家であった。イエリネックは彼女と共に雑誌 *Die deutsche Kellnerin* を1908年から1910年の間発行している。Vgl. „Mitteilungen“, *Centralblatt des Bundes deutscher Frauenvereine*, 9. Jg. (1907/98), Nr. 17 (1. Dez.), S. 134; Jellinek, „Kellnerinnenfrage“, S. 514.

(55) Ebenda, S. 514-515.

(56) Ebenda, S. 516.

に分けるという案を出しているが、同時に彼も、女給の労働状況の改善ではなく、自分の利益のことにしか興味をもたない女給たちの間で諍いが生じてしまうと指摘するのである⁽⁵⁷⁾。女給運動の組織化の難しさを実感したイエリネックは、女給運動が組織化されない理由を女給として働く女性たちの自己中心的な性質、否、そのような性質をつくりあげた店主と幹旋業者たちによる搾取へと帰した。そして搾取の中で女給たちがあまりに打ちひしがれ・墮落させられ、そのために彼女たちは道徳も礼儀も失っていると理解した彼女は、1909年初めには早々と女給の家を閉鎖し、今度は女給という職業を根底から改善するために、請願書による政治的闘争へと乗り出したのである。

請願書の中でイエリネックは、南ドイツは北ドイツと違って多くの女給が存在するために、女給の労働状況は北よりもはるかに悲惨であることを強調しつつ、女給たちが1人でも多く道徳的退廃から救われるためには、現在の労働環境が改善されない限り、女給という仕事は法的に禁止されなければならないと訴えかけた。この南ドイツの方が北ドイツよりも危険であることは、すでにドイツ道徳連盟の事務総長A. ヘニングによって指摘されていた⁽⁵⁸⁾。ヘニングによると、女給が同席して接客にあたるお店は北ドイツではアニミールクナイベに限られているが、南ドイツでは一般の飲食店・居酒屋でも行われていたのである⁽⁵⁹⁾。そして1909年から10年にかけて、最終的には市民的女性解放運動家たちを中心に集めた125,000人にものはる署名付きの請願書を連邦参議院・帝国議会・帝国内務省宛に提出している。その内容は以下の通りである。

- ① 飲食店・居酒屋で女給はお客をもてなしてはならない。
- ② 上級行政官庁は、住民が5,000人以下の地域では、酒の小売をしていない居酒屋と店主の妻に対して、この(①の——引用者)規定の対象外とすることができる。
- ③ その許可は、いつでも取り消され得る。
- ④ 法の発効の際、すでに女給職に就いている者は、この法律の適用対象から除外される⁽⁶⁰⁾。

(57) Peter, *Kellnerinnen*, S. 35-36.

(58) Vgl. A. Henning, *Denkschrift über das Kellnerinnen=Wesen*, Leipzig, 1899.

(59) Vgl. ebenda, S. 52; Jellinek, „Kellnerinnenelend“, S. 623, 625.

(60) Camilla Jellinek, (Hrsg.), *Petition deutscher Frauen betreffend das Verbot weiblicher Bedienung in Gast- und Schankwirtschaftsgewerbe. Definitive Fassung. Zugl. Kritik der gegnerischen Argumente, Kultur und Fortschritt*, Nr. 292/93, Leipzig, 1910, S. 3, 6; vgl. dies., „Entwurf“, S. 1, 14. イエリネックは、この規定により失業する女給の割合は、全女給の20-25%と見積もっており、また5,000人という数については恣意的に設定したもので、検討の余地があると述べている。ちなみにペーターは、5,000人以下の村や町には言及されるべき女給は存在しないと主張している。Vgl. dies., *Petition*, S. 20 - 21, 24; Peter, *Kellnerin-*

この④は、現在女給として働く女性たちが失業により生活手段を失わないよう配慮したためであった。そして女給の労働状況の改革案としてイエリネックは、①十分かつ決められた賃金の支払いとチップという賃金形態の廃止、②店主が女給たちに宿泊場所を提供すること、③女給たちに見習い期間を義務づけること、という3つの対策を提案している。具体的には、①に関しては、日給として3-4 マルク支払う、②では、店主が宿泊施設を設けることを法的に義務づける、③では、女給を男性給仕のように職業として確立することが彼女によって構想された⁽⁶¹⁾。

イエリネックの請願書が最も重視していたのは、女給たちの道徳的改善である。それには、道徳に関する議論は、搾取や社会的貧困という議論よりも、相対的に保守的な議会においてより話題になりやすいであろうという戦略の意も込められていたが、彼女自身、女給問題は道徳的改善により解決できると確信していたことにも原因があった。「人間は婚姻外の性的交渉を本能的に避けようとする」⁽⁶²⁾という、いわゆる市民的性道徳観を持ち合わせていたイエリネックは、女給たちを道徳的墮落から救おうとするがゆえに、女給の労働環境の劣悪さが道徳的で健康的な少女を売春へと駆り立てていると訴えた。彼女によれば、「習慣は少女たちを徐々に鈍らせ、彼女たちはもはや彼女たちが品位を失っている状態にあると感じることなしに、頻繁に陶然となるまで酒を飲み、客たちの性的要求に応じるのである」⁽⁶³⁾というように、女給は劣悪な労働環境により、無意識のうちに売春を行なうに至ると考えた。それゆえ、労働環境が改善されない限り女給という仕事を法律上禁止するよう訴えたのである⁽⁶⁴⁾。しかし、道徳問題に固執したがゆえに発せられた、女給と売春とのつながりを誇張する彼女の発言は、女給を娼婦と同一視するような女給像をつくり出し、女給問題=売春問題という観念の社会的な拡大に寄与することになった。この点で彼女の議論は、女給を道徳的退廃をもたらす女性へと転換させたペーターの議論と一致してしまうといえるであろう。

このようなイエリネックの道徳観については、イエリネックたちの活動への批判に対する彼女の反論の中でも確認することができる。すなわち、①女給は娼婦たちがまともな生活に戻るチャンスとなる、②女給という仕事は未婚の母に子どもを自分で養う可能性を与えるという反論に対して、彼女は次のように説明するのである。①穢れのない少女が女給である間に清純さを維持できないのに、娼婦たちにまともな生活へ戻るために必要な超人的な意志の力があると過信してはならない。②非嫡

nen, S. 2.

(61) Jellinek, *Petition*, S. 14-16.

(62) Vgl. ebenda, S. 15.

(63) Ebenda, S. 4.

(64) Ebenda, S. 26, 30.

出子が母親から一切生活費をもらっていないことは法律相談所では周知の事実である。未婚の母たちは、はじめは子供のためと思って女給の仕事を始めても、すぐに倫理的考慮をすべて忘れてしまうのである⁽⁶⁵⁾。つまりイエリネックは、道徳的に墮落した娼婦たちに自力で更生する力はなく、また未婚の母たちにも女給という劣悪な環境の中で理性を維持し続ける力はないと仮定していた。特に前者に関しては、イエリネックがペーター同様、娼婦であることを隠すために彼女たちは女給という職業についていると捉え、娼婦が女給職に就くことは道徳的・衛生的危機であると理解していたことから考えると⁽⁶⁶⁾、彼女が売春と背中合わせの状態で働く女給という女給像を構想する一方で、女給を娼婦から切り離そうとした意図を窺うことができるであろう。そしてこのような言説により、娼婦は更生する道を閉ざされるのである。つまりイエリネックの考え方もまた、娼婦を社会から排除するような要素を含んでいたといえよう。

請願書が提出された1909/10年以降、イエリネックの女給という仕事そのものを禁止しようという急進的な活動は、BDFそしてシュトゥットガルトの女給連盟からも激しい抵抗を受けることとなった。両団体は請願書に署名をしたものの、O. デュヴァノイに代表されるシュトゥットガルトの運動家たちは、アニミールクナイペで働く女性の仕事は道徳的に非難すべきことであるが、それ以外の女給はこの様な女性と同列にはできないと考えていた。そしてデュヴァノイはイエリネックの案、すなわち、女給という仕事自体に道徳的危険が含まれるとし、女給という仕事を女給の種類に関係なく撤廃しようとする案を非現実的と捉え、引き続き女給業を維持すること、そのために改革を進めるよう主張したのである。またイエリネックの請願書を強く支持していたBDFの女性たちは、1910年のハイデルベルクでのBDF総会において、女給問題をさらに調査することの必要性を強調し、女給のおかれた憂慮すべき状態は、待遇の根本的改善により取り除くことができると論ずるようになった⁽⁶⁷⁾。市民的女性解放運動家たちは、女給という仕事自体は「母性」に適しており、将来家族を築く女給たちにとって、女性らしさを身に付ける絶好の機会となり、また女性の社会的活動領域の1つになり得ると考えたのである。

ここで明らかになるのは、同じ女給でも、飲食店や居酒屋で働いている女性は、保護すべき貞節な女性とみなされたが、アニミールクナイペで働く女性は、自ら売春業に身を捧げようとする自墮落な女性と理解され、女給の概念が二分化されたこ

(65) Ebenda, S. 25.

(66) Jellinek, „Kellnerinnenfrage“, S. 518–519.

(67) Vgl. Anna Papprits, „Kommission zur Vorbereitung von Vorschlägen für die Reform des Kellnerinnenberufes“, *Bericht der Kommissionen des Bundes deutscher Frauenvereine Geschäftsperiode 1910–1912*, S. 9. (Helene Lange Archiv, MF 3409); Kempter, Jellineks, S. 394–396.

とである。つまり女給を保護する条件として、本来道徳的であるのだが貧困などの理由からやむを得ず女給として働く女性という女給像が存在し、この女給像により、身の危険と引き換えに高い給金を受け取るアニミールクナイペで働く女性は、非道徳な女性として保護対象から排除されたのである。アニミールクナイペの女給たちもまた娼婦と同様、貧困、職場での搾取以外に、彼女たちの仕事内容や市民的性道徳を通じてより差別されていったのである。このように女給を巡る議論は、①道徳的側面から女給という仕事そのものをなくそうとしたイエリネックと、②女給たちを保護することにより「母性的な」仕事として残そうと試みた多くの市民的女性解放運動家という、2つの方向へと分かれていくのである。

邦議会でイエリネックの活動が注目された1908年から1910年までの間は、彼女の活動の全盛期であった⁽⁶⁸⁾。例えば中央党のシュミット下院議員は、邦議会での管理売春に関する議論の際にイエリネックの女給運動に触れ⁽⁶⁹⁾、女給業が売春問題と深く関わっていること⁽⁷⁰⁾、女給問題を解決するためにイエリネックが女給運動を帝国レヴェルで展開していることを指摘している。そして女給業を完全になくそうとする彼女の方針に異論を唱えながらも、上院・下院の両院において、特に中央党・国民自由主義政党的議員たちは女給問題に強い関心を示すと共に、イエリネックの活動を高く評価した。ただし彼女の活動は、売春問題の解決に貢献しているという意味で評価されたのだが。しかし1911年以降イエリネックは、女給問題をめぐる方針の違いにより孤立し、彼女は女給の問題を時折扱う程度にとどまることとなる。彼女による女給運動の衰退が、ドイツ市民的女性解放運動が穏健化した時期と重なっていたことを考えると——1910年よりBDFの穏健派を代表するG. ボイマーが会長に就任——、ドイツ市民的女性解放運動が次々と新しい課題に直面し、その中で次第に「母性」を核とする女性像を社会に定着させていく過程で、女給運動もまた1つの階梯をなしたといえるのではないだろうか。

5 ドイツ禁酒同盟による女給対策

最後にイエリネックの女給対策案と比較する意味において、「ドイツ禁酒同盟(Der Deutsche Verein gegen den Mißbrauch geistiger Getränke)」が構想する女給対策の内容についてみてみたい。

イエリネックは女給の労働状況が改善されない限りアニミールクナイペの女給の

(68) Vgl. ebenda, S. 385–396; vgl. Kempster, „Frauenfrage“, S. 45–46.

(69) *Amtliche Berichte über die Verhandlungen der Badischen Ständeversammlung der zweiten Kammer vom 7. Juli 1910*, No. 133, S. 2650–2651.

(70) *Beilage zum Protokoll der 94. Sitzung der öffentlichen Sitzung der zweiten Kammer vom 13. Juni 1910*, No. 76, S. 545.

みならず女給業そのものをすべてなくす必要があると主張した。それに対して O. デュヴァノイ、そして BDF の多くの女性解放運動家たちは、基本的には女給業を残し、アニミールクナイペの女給業のみ撤廃しようとした。そして「ドイツ禁酒連盟」は、アニミールクナイペでの女給業の全面的廃止と飲食店・居酒屋の女給そして男性客の保護を訴えたのである。同連盟を代表して商業顧問官ミュンスターベルクは、ドイツ国民を守るためには、①居酒屋の営業を認可する際に基準を統一する、②アニミールクナイペで働く女給に対する警察の徹底的な管理、そして③女給の保護が必要不可欠であると主張した。②に関しては、警察はすべてのアニミールクナイペに対して次のような指示を行い、履行されない場合は営業を停止するよう訴えたのである。a) 女給はお店の外側から、そして店内でも見通しの良い場所で働き、またお客を勧誘したり隔離された部屋でお客と同席してはならない、b) 女給がお客に食事や飲み物をねだったりお客からそれらを受け取らないためにも、お客と女給の同席を禁じる、c) 女給は目立たない服を着用すること、d) 閉店時間を早めること、e) 女給は24時間以内に警察に届け出ること、f) 女給を雇用しているお店はそのことを何かしらの方法ではっきり表示すること、g) 売り上げの一部を女給に還元する制度を廃止すること、h) お店に監視員をおくこと。そして③の女給の保護については、a) 21歳以下の女性は女給として働いてはならない、b) 女給にも24時間の休みを保障するための法律をつくること、c) 女給の住環境を邦が定める法律に従って整えること、d) 職の斡旋は公的機関で勤務証明書に応じて行なうこと。また居酒屋で女性が給仕することは基本的に禁止だが、小都市や邦で女性の給仕が古くから慣習となっており、またそれが経済的に必要とされる場所では考慮されえるとしている⁽⁷¹⁾。

ドイツ禁酒連盟がアニミールクナイペ以外で働く女給を保護対象とした理由は、すべての女給たちを一斉に解雇することは現実問題として不可能であると考えたからであり、またアニミールクナイペでの女給業の廃止を主張した理由は、そこで女性が働くことにより、国民の道德観・健康が損なわれると共に性病・アルコール中毒、そして売春が広がることを恐れたためであった。アニミールクナイペの女給にとって売春は1つの仕事と化しており、それゆえ同連盟は、女給のための組織づくりではなくアニミールクナイペの女給をなくすことの必要性を訴えたのである⁽⁷²⁾。同連盟にとって彼女たちは、いかなる事情があろうと社会から排除されるべき存在であったといえよう。他方、アニミールクナイペの女給を目当てにお店を訪れるお客は保護されるべき対象として考えられていた。たとえばミュンスターベルクは、

(71) Der Deutsche Verein gegen Mißbrauch geistiger Getränke, *Die Animierkneipe. Notstände und Abhilfe*, Berlin, 1908, S. 24-25.

(72) Ebenda, S. 63.

ある将来性ある24歳の若者が2-3時間の間に18本のワイン、4本のシャンパン代として少なくとも200マルク支払わされた話を持ち出す⁽⁷³⁾。確かに稼ぎをすべてアニミールクナイベでの飲み代に替えてしまったために財産あるいは職を失う男性客は少なくなかった。しかし注目したいのは、彼がこのような事態に至る主要因を女給の収入体系、お店の経営体系というよりもアニミールクナイベの女給に見出していた点である。つまり彼の発言からは、男性の非道徳の問題、そして主に女性に責任が課されるという意味で性の二重道徳の問題が抜け落ちてしまっていたといえよう。

最後にこの禁酒同盟の会員である2人の女性解放運動家、H. B. ベームとA. ザロモンの見解について検討したい。まず1890年代前半から廃娯運動を展開し、売春を撲滅するには、結婚前後も男女が禁欲的な生活を送ること、買春を行う男性に対して警察が厳格に管理・処罰することが不可欠であると訴えてきたH. B. ベームだが⁽⁷⁴⁾、彼女は女給問題を売春問題の一部として扱い、そして売春問題と同じような論理でもってその解決に臨んだ。彼女によると、女性はアニミールクナイベだけでなく飲食店・居酒屋で働くことも一切禁止されるべきであり、女給が性病を感染させ、かつ若者たちを誘惑することを考慮するなら、給仕という仕事をすべて男性職にしなければならないと主張した⁽⁷⁵⁾。彼女は、現に女給として働いている女性が失業することについては考慮せず、徹底的な管理、そして女給を社会から排除することによって問題を解決しようとしたのである。他方A. ザロモンは、アニミールクナイベでの女給業をなくしていくと共に男性がアニミールクナイベへ行かないような対策が必要であると訴えた。その対策とは法的処置や教育であり、特にアニミールクナイベに通い身を持ち崩した若者、あるいは更生したいと考え、その可能性をもつ若者を救済することであった⁽⁷⁶⁾。そして彼女たちは共に、女給の家あるいは女給連盟を通じて女給を救済するというやり方に関しては、アニミールクナイベの女給は救済よりも自由を求める傾向が強いことを考慮した場合、意味をなさないであろうと考えていた。

6 おわりに

ヴィルヘルム時代、イエリネックをはじめとする女給問題の専門家たちは、一方で賃金体系・労働時間・職業斡旋業・職業教育の欠如・病気や貧困という角度から女給業の悲惨さを説き、他方でこの悲惨な生活環境・労働環境下で働いているがゆえに、女給は娼婦にもっとも近い、性病を蔓延させる、道徳的に墮落した女性とな

(73) Ebenda, S. 14.

(74) Vgl. Hanna Bieber Böhm, *Vorschläge zur Bekämpfung der Prostitution*, Berlin, 1895.

(75) Ebenda, S. 45-46.

(76) Ebenda, S. 58-59.

ることを強調しつつ、女給労働を社会問題化していった。そしてこの社会問題の解決策として提案されたのが以下の2つである。1つはイエリネックが提唱する飲食店・居酒屋・アニミールクナイベに関係なく女給業そのものを廃止する案、もう1つはO. デュヴァノイをはじめ多くの市民的女性解放運動家たち、そしてドイツ禁酒同盟が主張するアニミールクナイベの女給業のみ撤廃するという案であった。後者は保護すべき女給と保護対象から除外すべき女性というように女給を二分化して考えたのに対して、イエリネックはこのように女給を二分化したりはしなかった。後者にとっては、アニミールクナイベで働く女給はチップや売り上げを伸ばすためにお客に愛想を振りまき、お客を誘惑し、場合によってはお客との性的な関係をも厭わない自堕落な女性であり、いわば市民社会が理想とする市民的性道徳をもち合わせた女性とは正反対の女性であった。それゆえこのような堕落した女性を生み出すアニミールクナイベとそこで働く女給は徹底的に社会から排除されなければならない存在であった。他方、飲食店・居酒屋で働く女給は、労働環境さえ改善されれば道徳性を維持できる、市民社会に適う女性になれる可能性をもつと考えられたのである。それに対してイエリネックは、女給の労働状況が改善されない限りは、あるいは女給業が男性給士のように1つの保障された職業として確立されない限りは、あらゆる女給業は撤廃されるべきであると主張した。現在の女給の労働システムでは女給が道徳的に貶められても不思議ではない。それゆえ女給労働の質そのものを変えていく必要があったのである。これらの議論の核心をなしていたのは女給の道徳問題であり、そこには女給業を売春と切り離したいという強い願いが込められていた。

しかしこうして女給問題が売春問題の一部として問題化された場合、一方で「女給＝娼婦」という女給像が新たにつくられ、このような偏見が社会に広がることにより女給への社会的信頼や社会的評価が低下することになる。そうすると、例えば一般の女性よりも家賃を高く設定される、職業仲介業者や店主による搾取が拡大するなど、女給の生活状況・労働状況はさらに悲惨さを増すのである。また他方では、女給労働への理解が単純化されることになる。女給問題の専門家たちは、例えば「なぜお客と女給との間で性的関係が生じてしまうのか」という問いについて、この性的関係を主に売春という枠内で理解しようとした。だが果たして飲食店・居酒屋、そしてアニミールクナイベも含めて、女給たちはお客との性的関係を売春としてしか捉えていなかったのだろうか。女給たちへの聞き取り調査によると、女給たちには、お客との恋愛関係を求める傾向、将来経済的に安定した生活を保障してくれるような男性をお客のなかに探し求める傾向が強かった。つまり売春ではなく恋愛とみなしていたのである。しかし女給とお客の間に展開されていたこうした人間関係について、イエリネックを含め女給運動の担い手たちや女給問題の専門家たち

は、無視あるいは故意に言及しようとはしなかった。お客として訪れる市民層の男性は少なくなく、市民的性道德という枠では理解しきれない現象が生じているにもかかわらず、市民的性道德に基づきながら、この事態を貧困、あるいは売春の問題としてのみ捉えた。そしてこのような男女関係を社会からすべてなくすことにより、女給問題を解決しようと試みたのである。

以上のことから、女給問題が売春問題の一部として問題化されたことにより、娼婦に最も近い女性という新たな女給像がつくり出され、そして市民社会が求める女性像とかけ離れたアニミールクナイペの女性が社会から排除されていくメカニズムが明らかになるであろう。それと共に、そこには上からの支配により市民的性道德・市民的価値観に基づく社会をつくり上げようとする市民社会の1つの特徴が表れているといえるのではないだろうか。

(みとべ よしえ・明治大学)